

平成 30 年度 第6回 政策調整会議 会議録①

◆開催日時:平成 30 年 10 月 22 日(月) 9:25～9:55

◆開催場所:第2委員会室

◆出席委員:小山副市長、土佐副市長、樋口教育長、赤井市長公室長、藤浪企画調整部長、
坂井総務部長

◆審議事項

・手話言語条例の制定について……………障害者支援課⇒承認

◆審議概要

『手話言語条例の制定について』

〈説明者〉西河障害者支援課長、田中担当長、曾我本主査

〈他出席委員〉津村福祉部長

◎付議依頼書に基づき説明

◎説明後、質疑応答

〈企画調整部長〉平成 31 年度からの人員増については手話通訳者を想定しているのか。

〈障害者支援課長〉現在手話通訳者は2人いるが、手話通訳にかかる業務の充実による人員増が必要であると
考えている。

〈企画調整部長〉市の責務として、手話への理解促進及び手話の普及を図るとあるが、タブレットの活用など
の他に具体的に何を想定しているか。

〈障害者支援課長〉現段階では、窓口でタブレットを使って、手話通訳者の不在時に手話通訳のコールセンター
と話すなどを想定している。また、これについては手話だけでなく外国語にも対応できると
考えている。

〈総務部長〉条例自体は理念的な条例になると思うが、これに基づいて具体的な施策は考えているか。

〈障害者支援課長〉来年度は出前講座やイベント、それらに係るチラシ作成を考えている。あわせて、聴覚障害
者や支援者の方と話をしながら、どんな施策が必要であるか、検討したい。また、今後施策
の推進方針を定め、計画的に実施していこうと考えている。

〈市長公室長〉付議依頼書別紙に「まずは職員の手話への理解促進に努め」とあるが、職員を対象に人事
研修のようなものと考えているということか。

〈障害者支援課長〉現在市民の方を対象に実施している手話奉仕員養成講座を、職員も研修として参加できる
ように人事課と協議をし、行っている。その職員の参加できる枠を広げていけたらと考えて
いる。

〈土佐副市長〉現在聴覚障害者の方のための施策で、何が一番求められているのかを教えていただきたい。
説明を聞いた中では、出前講座などの啓発的なことに加え、市役所における窓口対応
の向上の2点に聞こえたが、そういった認識でよいのか。

〈曾我本主査〉施策として最も望まれているのは、あらゆる場面での手話通訳者の同行であるが、そのニーズに応えるのは現実的になかなか厳しい。今回は「手話が言語である」とはどういうことなのかということを市民にどのように伝えるかを目的として整理した結果、先程の2点が出てきた。

〈土佐副市長〉府内で先行して同様の条例を制定しているところもあるが、本市の内容について、他市と違いはあるか。

〈障害者支援課長〉おおむね同様である。先行事例との違いとしては、手話を使いやすい環境にすることによって、ろう者が健聴者と変わらない社会参加ができ、誰もが生き生きと自分らしく暮らすことのできる地域社会の実現を目的にしている。

〈土佐副市長〉各種団体から、これを制定するにあたって、具体的に何か意見はあったか。先程言っていた啓発的なことや窓口対応ぐらいか。

〈障害者支援課長〉そうである。

〈土佐副市長〉市内に聴覚障害者の方はどれぐらいいるのか。

〈曾我本主査〉障害者手帳の1級、2級の方で200人弱である。しかし、高齢になってからの難聴の方もいるので、実際手話で話されているのは100人弱ぐらいかと思われる。

〈教 育 長〉一番の目的としては、この方々の社会参加を目指して、市民が聴覚障害者への理解をどのぐらい示していくかが大事かと考える。そのひとつとして、今回条例を制定し、研修で啓発をしていくということなので、障害者の方にとっては一歩進んだ条例であると考えている。

〈土佐副市長〉出前講座やイベントは市民の中に聴覚障害者への理解などの意識を広めていくという意味か。

〈障害者支援課長〉そうである。

〈土佐副市長〉本内容で政策決定会議に諮ることとしてよいか。

【異議なし】

⇒本件、原案のとおり、政策決定会議に付議する。

平成 30 年 10 月 11 日

政策調整会議付議依頼書

依頼者名 福 祉 部長

下記事項について、効果的かつ効率的な市政運営実施のための会議の設置に関する規程第 14 条の規定に基づき、下記のとおり付議を依頼します。

記

付議事項名	手話言語条例の制定について
付議の目的 (ポイントを絞り込んで、簡潔に記載すること。)	手話言語条例制定に向け、障害当事者等のご意見等をうかがい、条例(骨子案)がまとまりましたので、ご審議いただきたいものです。
説明者	障害者支援課長 西河 鉄二
	障害者支援課障害福祉担当長 田中 信一
	障害者支援課主査 曾我本 政史
付議事項の概要	様式別紙に記載(必ず別紙様式をご提出ください。)

付議会議	平成30年度 第6回会議
付議事項	手話言語条例の制定について

★取組の目的

対象	聴覚障害者(児)及び全市民・事業者
どのような状態を目指す	障害者権利条約及び障害者基本法において、手話が言語であると位置づけられたことを踏まえ、岸和田市においても手話言語条例を制定し、手話の理解促進及び普及に努め、手話が使いやすい環境を整備し、ろう者(児)が社会参加することにより、誰もがいきいきと自分らしく暮らせる地域社会の実現を目指す。

★総合計画上の位置付け

101020201	基本目標	I－1 生きがいを創造する
↑ここにコードを入力 (コードは「総計体系」を参照)	達成された姿	(2)誰もが活躍する場が増えている
	目指す成果	②障害者がいきいきと暮らしている
	行政の役割	ア 障害者の雇用や社会参加の機会や場を充実させる

★現状と課題

【現状】地域生活支援事業において、登録手話通訳者の派遣を実施し聴覚障害者(児)の情報保障を図っている。また養成講座や現任研修については市独自の事業も実施し、手話奉仕員及び手話通訳者の人材確保及びスキルアップに努めている。庁内においては、障害者支援課に手話通訳士を正職員で2名配置、市民病院に臨時職員で1名配置、また手話奉仕員養成講座を職員研修と位置付け手話が使ええる職員の確保に努めている。

【課題】手話通訳者の養成については現状の施策を進めていく。市民・事業所に対して手話への理解促進・啓発のため出前講座や講演会等の実施を進めていく。また市役所等の公的機関において手話を使いやすい環境を整備していくため、まずは職員の手話への理解促進に努め、職員への手話講座参加への働きかけを進め、手話が使ええる職員を増やしていく。

(単位:千円)

実施中の取組及び予定する事項		決算(見込額)		予算額	見込額				
		H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度
地域生活支援事業(手話関連事業)				3,191	3,191	3,191	3,191	3,191	3,191
普及のための費用(講座等報償費、印刷製本費等)					700	500	500	500	500
登録手話通訳者の処遇改善(単価及び回数の増等)					700	900	1,100	1,300	1,500
環境整備のための備品購入費等					1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
財源内訳	国費								
	府費								
	起債								
	一般財源								
	その他								
事業費		計			H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度
		29,155			5,591	5,591	5,791	5,991	6,191
		ng		ng	ng	ng	ng	ng	ng

★当該事項に関連する人員増の必要性※

人員増の必要性		H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度
有	無	1				

★取組の効果を表す指標

	指標名	単位	H28年度	H29年度	H30年度	目標値				
						H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度
①										
②										

※事業費及び人員を確約するものではない。